

[別紙1]

鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業 補助金の事務手続きについて

1. 事業実施計画書

○審査の上、施行箇所等を決定し、補助金の内示を通知します。

2. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

4. 事業開始 → 着手届提出

○着手届、入札結果等報告書は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 事業完了 → 完了届提出

※事業の完了とは:検査合格をもって事業の完了とします。

【事業が年度内に終わらない場合】

変更承認申請書を下記提出先まで郵送・持参してください。

【事業の遂行が困難となった場合】

遂行困難報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

○実績報告の時期は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日とします。ただし、規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日となります。

○補助金の支払い

実績報告を受けて額の確定を行った後に支払います。

○問い合わせ先

所轄の県土整備事務所、総合事務所 又は
西部総合事務所日野振興センター

県土整備部・治山砂防課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857 - 26 - 7382
chisansabou@pref.tottori.lg.jp

○提出書類の部数・提出先

提出書類は、正本1部及び副本1部の計2部とし、所轄の総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長、県土整備事務所長に提出してください。